

最高裁秘書第1507号

令和6年6月17日

仲 晃 生 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。

上記事件の原審（東京地裁平成30年（行ウ）第93号、第98号～第104、東京高裁令和3年（行コ）第26号）について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て。

2 苦情の申出がされた日

令和6年2月5日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和6年度（最情）諮問第14号

(2) 諮問日

令和6年6月10日

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(4233)5249(直通)

令和6年6月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年2月3日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は令和5年11月7日付け司法行政文書開示申出書記載の本件開示申出のうち、前半部分について相当、後半部分について結論において相当と判断する。

記

1 開示申出の内容

令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。

上記事件の原審（東京地裁平成30年（行ウ）第93号、第98号～第104、東京高裁令和3年（行コ）第26号）について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て。

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、上記1の開示の申出に対し、令和5年12月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出について申出内容を以下のとおり整理した。

「令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件におい

て（上記事件の原審（東京地裁平成30年（行ウ）第93、98～104号、東京高裁令和3年（行コ）第26号）について、最高裁判所が報告を受けた文書及び当該報告を受け作成した文書を含む。）、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て」

- (2) この点、裁判所における司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれず、苦情申出人が開示を求める文書は、事件の審理、判断作用に関し作成される文書であり、仮にこれらの文書を作成あるいは取得したとしても、裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手続の対象とはならない、としたのが原判断である。
- (3) しかし、苦情申出書によると、本件開示申出のうち「令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。」（以下「申出前半部分」という。）と「上記事件の原審（東京地裁平成30年（行ウ）第93、98～104号、東京高裁令和3年（行コ）第26号）について、最高裁判所が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成した文書全て。」（以下「申出後半部分」という。）とで別々の文書の開示を求めていることが明らかになったため、再度検討を行った。

- (4) 申出前半部分については、原判断が相当である理由は(2)のとおりである。

なお、苦情申出人は、謄写した事件記録に苦情申出人が開示を求める文書が含まれていなかった旨述べる。しかし、民事訴訟の手続において、閲覧謄写の対象となる事件記録とは、「裁判所と当事者の共通の資料」と解されているところ、裁判事務に関する文書の全てがその対象となるものではない。したがっ

て、申出人の主張には理由がない。

- (5) 申出後半部分について、最高裁判所は、下級裁判所に対し、一定類型の事件に関して受理及び終局の報告を求めており、そのような報告文書及び報告に伴い作成した文書は、司法行政文書開示手続の対象となるところ、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。当該事件については、このような文書が作成された可能性はあるが、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった。

なお、苦情申出人は、「期日のたびに最高裁判所へ報告するために作成される」とも主張しているが、そのような報告は求めている。

- (6) よって、申出前半部分において原判断は相当であり、申出後半部分において「不開示」とする原判断の結論は相当であるが、その理由については、(5)のとおり、「裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」ではなく「存在しない。」とすることが相当である。

